

春日井市告示第 12 号

令和 6 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 5 年度春日井市一般会計補正予算ほか 3 件の補正予算及び令和 6 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 6 年 3 月 15 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計予算

令和6年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		52,302,000
	1 市 民 税	21,340,000
	2 固 定 資 産 税	22,213,000
	3 軽 自 動 車 税	702,000
	4 市 た ば こ 税	1,830,000
	5 事 業 所 税	1,861,000
	6 都 市 計 画 税	4,356,000
2 地 方 譲 与 税		781,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	180,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	554,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	42,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,200
3 利 子 割 交 付 金		22,000
	1 利 子 割 交 付 金	22,000
4 配 当 割 交 付 金		390,000
	1 配 当 割 交 付 金	390,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		309,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	309,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		883,000
	1 法人事業税交付金	883,000
7 地方消費税交付金		7,200,000
	1 地方消費税交付金	7,200,000
8 ゴルフ場利用税交付金		40,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
9 環境性能割交付金		232,000
	1 環境性能割交付金	232,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		150,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	150,000
11 地方特例交付金		1,885,000
	1 地方特例交付金	1,850,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	35,000
12 地方交付税		4,050,000
	1 地方交付税	4,050,000
13 交通安全対策特別交付金		44,000
	1 交通安全対策特別交付金	44,000
14 分担金及び負担金		754,697
	1 負担金	754,697

款	項	金額
15 使用料及び手数料		1,546,300
	1 使用料	799,619
	2 手数料	746,681
16 国庫支出金		24,367,123
	1 国庫負担金	15,885,381
	2 国庫補助金	8,411,388
	3 国庫委託金	70,354
17 県支出金		8,696,557
	1 県負担金	5,796,505
	2 県補助金	2,345,816
	3 県委託金	554,236
18 財産収入		623,352
	1 財産運用収入	164,844
	2 財産売却収入	458,508
19 寄附金		320,000
	1 寄附金	320,000
20 繰入金		3,920,211
	1 繰入金	3,920,211
21 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
22 諸 収 入		3,637,759
	1 延滞金、加算金及び過料	27,001
	2 市 預 金 利 子	141
	3 貸 付 金 元 利 収 入	910,441
	4 受 託 事 業 収 入	44,550
	5 雑 入	2,655,626
23 市 債		10,615,800
	1 市 債	10,615,800
歳 入 合 計		122,770,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		467,673
	1 議 会 費	467,673
2 総 務 費		11,413,458
	1 総 務 管 理 費	9,609,458
	2 徴 税 費	1,022,090
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	663,925
	4 選 挙 費	2,346
	5 統 計 調 査 費	45,862
	6 監 査 委 員 費	69,777
3 民 生 費		56,592,483
	1 社 会 福 祉 費	31,323,446
	2 児 童 福 祉 費	19,680,253
	3 生 活 保 護 費	5,587,284
	4 災 害 救 助 費	1,500
4 衛 生 費		16,292,877
	1 保 健 衛 生 費	5,617,773
	2 環 境 対 策 費	334,380
	3 清 掃 費	10,320,352
	4 上 水 道 費	20,372

款	項	金額
5 労働費		11,500
	1 労働費	11,500
6 農林水産業費		306,141
	1 農業費	259,092
	2 林業費	47,049
7 商工費		2,586,186
	1 商工費	2,586,186
8 土木費		11,288,890
	1 土木管理費	984,241
	2 道路橋りょう費	1,682,315
	3 河川費	709,303
	4 都市計画費	7,675,871
	5 住宅費	237,160
9 消防費		2,870,792
	1 消防費	2,870,792
10 教育費		13,048,231
	1 教育総務費	2,031,398
	2 小学校費	2,666,943
	3 中学校費	1,357,944
	4 社会教育費	3,545,822

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	3,446,124
11 公 債 費		7,841,769
	1 公 債 費	7,841,769
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		122,770,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	災害時物資 集配拠点整備	7,300	6	1,000
				7	6,300
衛生費	清掃費	クリーンセンター 第2工場外部搬出用 設備設置工事	148,400	6	25,000
				7	123,400
		衛生プラント 返送汚泥ポンプ 取替修繕	10,200	6	9,600
				7	600
土木費	道路橋りょう費	市道6428号線擁壁 改修工事	110,000	6	50,000
				7	60,000
		道風線地下道 冠水表示板更新工事	95,000	6	40,000
				7	55,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
土 木 費	道路橋りょう費	宮南橋架替工事	406,000	6	180,000	
				7	226,000	
	河 川 費	桜佐排水樋管撤去工事負担金	430,000	6	235,000	
				7	195,000	
	都市計画費	名鉄春日井駅周辺整備	4,612,000	6	114,000	
				7	1,808,000	
				8	1,547,000	
				9	1,143,000	
	教 育 費	小 学 校 費	勝川小学校校舎等リニューアル工事設計業務	81,000	6	25,000
					7	56,000
中 学 校 費		西部中学校校舎等リニューアル工事設計業務	96,000	6	27,000	
				7	69,000	

款	項	事業名	総額	年度	年割額
教育費	社会教育費	鷹来公民館 大規模改修工事	710,400	6	580,300
				7	130,100
		総合体育館 機能向上改修工事	447,400	6	24,200
				7	423,200

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
令和7年度市民税・県民税 当初賦課業務	令和7年度	5,000
令和7年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	令和7年度	5,700
令和7年度市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 作成等業務	令和7年度	7,500
令和7年度軽自動車税 (種別割)当初納税通知書 作成等業務	令和7年度	2,000
固定資産土地評価支援業務	令和7年度 ~ 令和8年度	20,200
令和7年度市税 督促状等印刷業務	令和7年度	1,500

事 項	期 間	限 度 額
保育園LED照明器具借上	令和7年度 ～ 令和16年度	56,000
令和7年度がん検診等 受診券作成等業務	令和7年度	13,300
母子保健オンライン相談業務	令和7年度 ～ 令和8年度	24,100
工場・物流施設新增設助成事業	令和7年度	233,100
木津用水排水路更新工事負担金	令和7年度	20,000
住生活基本計画策定業務	令和7年度	4,000
現業員作業所借上	令和7年度 ～ 令和11年度	165,200
外国語指導助手派遣業務	令和7年度 ～ 令和8年度	126,000
知多公民館LED照明器具借上	令和7年度 ～ 令和16年度	9,000
都市緑化植物園務 動物舎管理業務	令和7年度 ～ 令和10年度	120,000
西部地区新調理場 PFIアドバイザー業務	令和7年度	9,400

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	511,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生債	社会福祉施設整備事業	16,600			
	児童福祉施設整備事業	558,000			
衛生債	清掃施設整備事業	3,428,000			
農林債	農業施設等整備事業	8,700			
商工債	勝川駅周辺施設整備事業	126,000			
土木債	道路橋りょう整備事業	880,200			
	河川整備事業	201,700			
	都市計画事業	2,354,600			
	住宅施設整備事業	74,600			
消防債	消防施設整備事業	299,700			
教育債	義務教育施設整備事業	899,200			
	社会教育施設整備事業	877,200			
臨時財政対策債	臨時財政対策	380,000			

令和6年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		189
	1 基 金 預 金 利 子	189
2 繰 入 金		80,734
	1 繰 入 金	80,734
歳 入 合 計		80,923

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		80,923
	1 公 債 費	80,923
歳 出 合 計		80,923

令和6年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,708,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,200,058
	1 国民健康保険税	5,200,058
2 県 支 出 金		17,782,854
	1 県 補 助 金	17,782,854
3 繰 入 金		2,675,991
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,150,466
	2 基 金 繰 入 金	525,525
4 財 産 収 入		333
	1 財 産 運 用 収 入	333
5 諸 収 入		48,970
	1 延滞金、加算金及び過料	22,920
	2 雑 入	26,050
歳 入 合 計		25,708,206

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		109,383
	1 総務管理費	109,383
2 保険給付費		17,479,623
	1 療養諸費	17,479,623
3 国民健康保険事業費納付金		7,863,877
	1 医療給付費分	5,379,127
	2 後期高齢者支援金等分	1,834,886
	3 介護納付金分	649,864
4 保健事業費		214,990
	1 保健事業費	51,748
	2 特定健康診査等事業費	163,242
5 基金積立金		333
	1 基金積立金	333
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		25,708,206

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 7 年度	6,400

令和6年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,652,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		5,494,705
	1 後期高齢者医療保険料	5,494,705
2 繰 入 金		1,005,665
	1 一般会計繰入金	1,005,665
3 諸 収 入		151,765
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,800
	3 受託事業収入	140,864
	4 雑 入	100
歳 入 合 計		6,652,135

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		199,602
	1 総務管理費	187,502
	2 徴収費	12,100
2 後期高齢者医療金 （広域連合納付）		6,441,733
	1 後期高齢者医療金 （広域連合納付）	6,441,733
3 諸支出金		10,800
	1 償還金及び還付加算金	10,800
歳出合計		6,652,135

令和6年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和6年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,723,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,164,238
	1 介 護 保 険 料	5,164,238
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,461
	1 手 数 料	1,461
3 国 庫 支 出 金		5,113,329
	1 国 庫 負 担 金	4,175,145
	2 国 庫 補 助 金	938,184
4 支 払 基 金 交 付 金		6,277,782
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,277,782
5 県 支 出 金		3,244,518
	1 県 負 担 金	3,148,717
	2 県 補 助 金	95,801
6 繰 入 金		3,914,312
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,366,886
	2 基 金 繰 入 金	547,426
7 財 産 収 入		774
	1 財 産 運 用 収 入	774

款	項	金額
8 諸 收 入		6,965
	1 雜 入	6,965
歲 入 合 計		23,723,379

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		242,153
	1 総務管理費	27,725
	2 徴収費	13,125
	3 要介護認定費	201,303
2 保険給付費		22,537,140
	1 保険給付費	22,537,140
3 基金積立金		774
	1 基金積立金	774
4 地域支援事業費		715,068
	1 包括的支援等事業費	42,490
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	672,578
5 保健福祉事業費		73,798
	1 保健福祉事業費	73,798
6 諸支出金		154,446
	1 償還金	17,000
	2 繰出金	137,446
歳出合計		23,723,379

令和6年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和6年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,338千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		4,334
	1 県 補 助 金	4,334
2 繰 入 金		18,004
	1 繰 入 金	18,004
歳 入 合 計		22,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		22,338
	1 民 家 防 音 事 業 費	22,338
歳 出 合 計		22,338

令和6年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和6年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,344,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		171,546
	1 繰 入 金	171,546
2 市 債		1,172,900
	1 市 債	1,172,900
歳 入 合 計		1,344,446

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,452
	1 総 務 管 理 費	1,452
2 事 業 費		1,342,592
	1 事 業 費	1,342,592
3 公 債 費		402
	1 公 債 費	402
歳 出 合 計		1,344,446

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
春 日 井 インター 企業 業 用 整 備 事 業 地 業	1,172,900	普通貸借は 又 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和6年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和6年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		138,040
	1 使 用 料	106,573
	2 手 数 料	31,467
2 諸 収 入		691
	1 基 金 預 金 利 子	101
	2 雑 入	590
3 繰 入 金		44,509
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,950
	2 基 金 繰 入 金	33,559
歳 入 合 計		183,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		153,680
	1 総 務 管 理 費	153,680
2 墓 園 事 業 費		29,560
	1 墓 地 築 造 事 業 費	29,560
歳 出 合 計		183,240

令和6年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	179,215人
外 来 患 者 数	325,620人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	491人
外 来 患 者 数	1,340人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	23,518千円
資 産 整 備 費	549,451千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	21,368,156千円
第1項 医業収益	20,525,066千円
第2項 医業外収益	843,087千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	21,368,156千円
第1項 医業費用	20,725,526千円
第2項 医業外費用	642,627千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,340,141千円は、過年度分損益勘定留保資金3,338,356千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,785千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	294,697千円
第1項 出資金	294,696千円
第2項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,634,838千円
第1項 建設改良費	572,969千円
第2項 償還金	1,031,269千円
第3項 投資	2,030,600千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,501,294千円

(2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、511,853千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,277,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	コンピュータ断層撮影装置	一 式
器 械 備 品	放射線治療計画装置	一 式
器 械 備 品	多項目自動血球分析装置	一 式
器 械 備 品	高圧蒸気滅菌装置	一 式

令和6年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	306,408人
(2) 給 水 栓 数	136,703栓
(3) 年 間 総 配 水 量	33,551,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	91,921m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管 路 耐 震 化 整 備	1,364,055千円
東 山 ポ ン プ 場 整 備	649,000千円
桃 山 配 水 場 更 新 整 備	110,000千円
上水道施設中央監視設備更新	11,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,019,639千円
第1項 営 業 収 益	5,014,724千円
第2項 営 業 外 収 益	1,004,913千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,638,960千円
第1項 営業費用	5,608,268千円
第2項 営業外費用	20,792千円
第3項 特別損失	4,400千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,006,009千円は、過年度分損益勘定留保資金2,349,465千円、建設改良積立金416,494千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額240,050千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	607,769千円
第1項 負担金	11,600千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	596,167千円
第4項 分担金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,613,778千円
第1項 建設改良費	3,327,653千円
第2項 企業債償還金	286,125千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	桃山配水場 更新整備	1,232,000	6	110,000
				7	110,000
				8	1,012,000
		上水道施設中央監視 設備更新	1,134,243	6	11,000
				7	959,112
				8	164,131
		神屋西配水場 更新整備	297,000	6	44,000
				7	176,550
				8	76,450

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水道料金等納入通知書等 作成業務	令和7年度	18,150

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 429,497千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,222千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、52,657千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
車両運搬具	給水車	一 式
器 具	高速液体クロマトグラフ質量分析計	一 式

令和6年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	77,190戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,631,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	70,222m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	3,180,854千円
浄化センター統廃合事業	757,716千円
上条地区管渠整備事業	665,924千円
管渠施設改築事業	545,270千円
熊野桜佐地区雨水管渠整備事業	507,330千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,374,532千円
第1項 営業収益	4,556,813千円
第2項 営業外収益	2,817,718千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	7,042,817千円
第1項 営業費用	6,498,166千円
第2項 営業外費用	519,351千円
第3項 特別損失	3,300千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,489,219千円は、当年度分損益勘定留保資金2,249,470千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,107千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額149,642千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,546,799千円
第1項 企業債	5,640,700千円
第2項 出資金	155,928千円
第3項 補助金	1,244,745千円
第4項 負担金	505,426千円

支 出

第1款 資本的支出	10,036,018千円
第1項 建設改良費	6,305,717千円
第2項 企業債償還金	3,730,301千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	宗法調整池 整備事業	1,276,000	6	374,000
				7	363,000
				8	539,000
		名鉄小牧線 横断雨水管渠 整備事業	1,160,500	6	113,300
				7	1,047,200
		第1中継ポンプ場 耐震化・改築事業	665,300	6	34,100
7	631,200				

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共 下水道 事業	5,640,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政 の都合により据置期 限及び償還期限を短 縮若しくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 522,223千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,604千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
土 地	南部浄化センター用地 (松河戸町地内)	5,768 m ²